

いじめ防止基本方針（令和6年8月改訂）

北杜市立白州小学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなくてはなりません。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

いじめ防止対策推進法（平成25年 法律第71号）第13条の規定及び国のいじめ防止のための基本的な方針に基づき、白州小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

（いじめ防止対策推進法） （抜粋）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 （いじめ防止対策推進法第2条）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ② いじめは、許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
- ③ いじめは、子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ④ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることである。
- ⑤ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑥ いじめは、様々な様態がある。
- ⑦ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑩ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- ⑪ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心になり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。（第22条）

1 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当の学年等関係職員 等。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家を加えることがある。

2 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 「いじめ防止対策委員会」の開催

定例の「いじめ防止対策委員会」は、2ヶ月に1回程度開催する。

3 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組んでいく必要がある。

未然防止の基本は、児童の『自己肯定感』の向上を図ることである。なぜならば、いじめという行為は相手の「自己肯定感」を低下させる行為だからである。自己肯定感が向上すると自分に自信を持ち、精神的に安定しやすくなる。他人に対する寛容性が高まり、攻撃性が低下する。いじめたいという気持ちが低下する。また、いじめられても自己肯定感が低下しにくいので被害も少なくなる。「自己肯定感」を向上させることができ、いじめる子といじめられる子の双方に効果的である。自己肯定感と同時に自己有用感も意識して向上させていく必要がある。「自分は役に立つ人間だ」「自分は人に頼られている。」という自己認識を持てるよう指導していくことが大切である。加えて、人への信頼感を高めること、『達成感』を感じられる経験を重ねることである。

自己肯定感や自己有用感を向上させるために、最も効果的な言葉かけは「ありがとう」である。人から感謝されることで自己肯定感や自己有用感は向上するからである。学校生活のあらゆる場面で「ありがとう」の言葉をシャワーのように投げかけることが効果的である。また、人への信頼感を高めるために「大丈夫」の言葉を、達成感を感じられる経験ができるように「やってみよう」の言葉を、児童に投げ掛けることが効果的である。「自己肯定感」「信頼感」「達成感」をキーワードに学校づくりを進め、全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認めあえる人間関係・学校風土をつくり上げていくことが、いじめの未然防止にとって最も重要なことである。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

全ての児童が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることはなくなってくるはずである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認めあえる人間関係・学校風土をつくり上げていけば、いじめの未然防止ができるはずである。

また、児童自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めること、そして自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけも大切である。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払っていくことも大切である。

1 児童に対して

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。

- ・思いやりの心や、児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

2 教職員に対して

- ・児童一人ひとりが自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳授業や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人ひとりの変化に気付く、敏感な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造や「いじめ問題の対処等」について理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

3 学校全体として

- ・全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌を作る。
- ・「いじめ」に関するアンケート調査を年間5回実施し、結果から児童の様子の変化などを全教職員で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時にはすぐに担任を始め周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する取り組みを児童会で行う。
- ・いつでも誰にでも相談できる体制の充実を図る。

4 保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だより、道徳公開授業、学校評議員会等で伝えて、理解と協力を願う。

4 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は意識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積 極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者と連携して情報を収集するよう努める。

1 早期発見のための手立て

- | | |
|------------|------------------|
| ① アンケート調査 | ② 個人ノート、生活ノート、日記 |
| ③ 個人面談 | ④ 教育相談 |
| ⑤ 日々の観察 | ⑥ 保健室の様子 |
| ⑦ 本人からの相談 | ⑧ 周りの友達からの相談 |
| ⑨ 保護者からの相談 | ⑩ 地域の方からの情報 |

2 早期解決のために

- 教員が気づいた、あるいは、児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者・加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会での情報を職員間で共有し、組織的な体制の下に行う。
- いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- いじめていることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかを気づかせるような指導を行う。
- いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝えていく。

5 いじめへの対処

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う事が大切である。

教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等のための対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

■白州小学校の生徒指導の流れ（状況に応じて柔軟に対応することも有り。）

（※各段階での指導で改善が見られないとき次の段階に進む。各段階で保護者が加わる場合も有り）

①担任指導

②教務主任指導（生徒指導主事）

③教頭指導

④校長指導

⑤「いじめ防止対策委員会」及び保護者による指導（出席停止の検討も含む。）

＜重大な事案が発生した場合＞

速やかに北杜市教育委員会に報告し、北杜市いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）文部科学省」に従って必要な対応を行う。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

○学校と設置者が連携して対応を行う。

○児童生徒・保護者からの申し立てがあった時に、法の要件に照らして、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

○学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）又は市教育委員会が設置した専門委員会において調査を行う。重大事故が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、実情に応じて、平時から設置し実効的な役割が果たせるようにしておく。また、公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられる。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

○詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の提言等の視点が重要。

○いじめられた児童が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○学校だけでは対応しきれない場合は、直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要である。

○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に掲載されている以下の調査項目等を活用する。

<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目や報告書の記載内容 ・調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等） ・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策）
③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。 ○調査目的や調査の進め方について、予め保護者と共通理解を図りながら進める。（後ページ資料参照）
④ 調査結果を北杜市教育委員会に報告する。
⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」事をはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以降の対応を行っていく。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への指導

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

6 ネット上のいじめ（インターネットや携帯電話を利用したいじめ）への対応

インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な影響を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を

とる。学校単独で対応することが困難と判断した場合には、学校の設置者と相談しながら対応を考えていく。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

SNSや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらのことに対する理解を求めていくことが必要である。

6 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からの対応の在り方について全ての教職員で共通理解を図る。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようするために、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう、留意する。

5 地域や家庭との連携について

学校基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようとするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7 いじめ防止指導計画（新）

	会議	防止の対策	早期発見のために
4月	いじめ防止対策委員会① PTA総会等で啓発		
5月			いじめアンケート
6月	いじめ防止対策委員会② 事案発生時には、 緊急対応会議の開催	道徳授業の充実・全職員同一歩調での児童指導	毎週(金)終礼時の情報交換
7月		道徳公開授業	いじめアンケート
8月	いじめ防止対策委員会③	学級づくり・人間関係づくり	いじめアンケート
9月			
10月			
11月	いじめ防止対策委員会④		いじめアンケート
12月			いじめアンケート 学校評価アンケート (児童・保護者)
1月	いじめ防止対策委員会⑤		
2月	学校関係者評価委員会		いじめアンケート
3月	いじめ防止対策委員会⑥		